令和8年（2026年）11月15日

令和８年度 政策提言書（要約）

公益社団法人 隊友会　公益財団法人 陸修偕行社
公益財団法人 水交会　航空自衛隊退職者団体 つばさ会

はじめに

本提言は、急激に変化する国際安全保障環境の中で、我が国の安全保障政策及び防衛力の強化について検討し、今後取り組むべき主要な方向性を示すことを目的とする。提言は「憲法改正」を前提とし、改正により実現し得る施策に加え、併せて実施すべき安全保障に関する法改正、制度の見直し、運用改善等にも言及しており、実現可能なものから取り組んでいく必要がある。

１　憲法の改正

（１）国の防衛及び国軍保有の明確化

憲法第９条２項を削除し、国の防衛、自衛権の行使、そのための戦力組織（国軍）の保有について、国民に分かりやすい形で明記することを提言する。

（２）軍事司法制度の整備

一般行政組織とは異なる規律や服従、義務の要求を実効的なものにするため、秩序や規律維持に必要な軍刑法や独自の刑事訴訟法などを運用する制度として一般司法制度の下に軍事司法制度の整備を提言する。

（３）緊急事態条項の整備

各種事態に迅速に対応するため、憲法に必要条項を追記するとともに、関連法令の整備等を実施し、手続きの簡素化や法の適用除外など具体化する必要がある。同時に、実効性のために罰則規定も規定すべきである。

２ 安全保障政策の見直し

（１）軍事組織への変革／隊員の名誉と誇りのために

ア　自衛隊・自衛官の位置づけの明確化及び名称の変更

「Self-Defense Force」（自衛隊）を、「Defense Force」（「防衛軍」や「国防軍」など※）に変更すべきである。そして、自衛官の職責の特殊性を、その地位や処遇に反映させるべきである。

※　憲法改正前は「防衛隊」や「国防隊」、自衛官は「防衛官」や「国防官」等

イ　「准将」の新設

国際的な活動などで階級を整合させる必要性が生起しており、今後、「准将」の必要性は益々高まる。また、自衛隊組織内においても、「准将」の存在は上位下位、格付けがより明確となり指揮統制に役立つ。

ウ　天皇陛下拝謁の再開

拝謁の栄誉を賜ることは、自衛隊員にとってこの上ない名誉であり誇りとなるものと考える。以前、自衛隊高級幹部会同に合わせて一部の幹部が拝謁を許されていた。

エ　慰霊顕彰制度の構築

国家的な慰霊顕彰制度を構築するとともに、戦傷者への補償や受け入れのための社会インフラの構築、円滑な社会復帰に向けた施設整備、家族支援等に関するより具体的な検討及び施策化を提言する。

オ　退官者の有効活用と名誉の向上

セキュリティ・クリアランスをはじめとする必要な制度を整備し、退官者を平時有事問わず効果的に活用できる態勢を整備するとともに、退官者の名誉向上のため、叙勲制度の充実、公的行事への招待、葬送儀礼の充実、国家的記念日での顕彰、制服の着用などを提言する。

（２）防衛法制等の見直し

ア　１項・２項地域の区分廃止及び業務従事の拡大

作戦地域の広域化や作戦の高速化、そして、民間力の必要性から、第１項地域と第２項地域の区分を廃止するとともに、業務従事命令の対象となる業種を自衛隊の作戦を支援する業種に拡大することを提言する。

イ　適用除外・特例関係法令の再整備

主管官庁が多岐にわたる法的手続きを簡素化し、各種事態に迅速な対応を可能とする法令の再整備をすべきである。また、実戦に近い環境下での訓練・演習や装備品開発等のため、特別地域（試験場・訓練場）を設定し、関連法の適用除外や特例法令を再整備することを提言する。

ウ　警戒監視の本来任務化

重要な任務である警戒監視が、自衛隊法ではなく、防衛省設置法の所掌事務規定を根拠としていることは実態にそぐわないため、自衛隊の本来任務として自衛隊法第６章に明記することを提言する。

３ 防衛力の更なる強化

（１）統合運用の強化

ア　統合運用指針等の明示と徹底

「統合運用構想」を「統合防衛戦略」に改訂し、それに沿った統合運用指針を明示すべきである。そして、指針に沿った訓練や演習を実施し、練度向上や検証、分析・評価して反映するサイクルを確立すべきである。

イ　統合教育の拡充

統合マインドを若いうちに植え付けるために、少なくとも指揮幕僚課程等における学生交換や統合教育を更に増やし、統合運用の深化を促進することを提言する。

ウ　太平洋正面における防衛体制の整備

広域の警戒監視については、レーダーの配備、艦艇や早期警戒管制機等による機動的な対応、宇宙領域からの警戒監視等の検討、F-35B 搭載艦艇部隊により防空体制の強化、更に、硫黄島の作戦基盤強化、港湾・滑走路の整備、弾薬、燃料の備蓄など防衛体制の整備を急ぐべきである。

エ　教訓活用体制・態勢の強化

統合的な視点で、各種施策の課題を見出し、演習や行動における教訓を速やかに収集・分析・配布するための体制・態勢構築が必要である。併せて、国際紛争等から直接、生の教訓を収集するための要員派遣について検討する必要がある。

（２）戦力組成の転換

戦いの領域も手法も大きく様変わりしており、自衛隊の体制についても見直す必要がある。作戦テンポの速い現代戦や新たな戦い方に移行するとともに、統合作戦司令部の一元指揮を強化するため、より効率的かつ実効的な戦力組成への転換が不可欠である。

（３）新領域及び新たな戦いにおける能力向上

ア　宇宙領域作戦能力の向上

宇宙領域作戦の基本を明示する「宇宙作戦ドクトリン」の策定が必要である。また、宇宙領域防衛の多国籍作戦への参加の検討、軌道戦や航法戦などの能力保持についても目指すべきである。人材を含めた民間力の活用を更に進めるため、「商業宇宙戦略」の策定も忘れてはならない。

イ　サイバー能力の向上

民間との人事交流を含め、サイバー人材を確保育成すべきである。また、サイバー対処能力強化法では、自衛隊部隊の行動に際して警察との共同措置が定められており、具体的な連携要領の策定とともに、国家サイバー統括室による一元的な指揮統制も考慮すべきである。

ウ　無人アセットの運用拡大

警戒管制、輸送、補給、給油、救難から戦闘に至るまで様々な場面での活用を進めるとともに、無人アセットの運用拡大に備え、道路交通法、船舶法、航空法などの法令の解釈や内容を見直すとともに、電波法による運用制限を緩和することが必要不可欠である。

エ　無人アセットへの対処能力の構築

「小型無人機等飛行禁止法」では、迅速で効果的な措置はかなり困難である。また、水中ドローンや無人地上アセットの攻撃なども考えれば、平素から妨害や破壊を迅速に実施できるような仕組みにしておくことが作戦基盤の強靭化に直結する。

オ　AI の積極的活用

AI を防衛態勢に取り入れる明確なコンセプトや制度設計を提示すべきである。そして、新たな戦い方に対応した装備品開発や能力開発にも AI によるシミュレーション技術を本格的に導入するとともに、訓練や演習にも積極的に取り入れ地理的や法的な制約を補完する必要がある。

（４）情報機能の強化

情報ソースの重点の変化や各ソースの膨大なデータ量に対応するには AI の活用を更に進める必要がある。これに伴い、情報本部の組織を見直すとともに、戦術情報を部隊と共有できるシステム設計など提言する。

（５）スタンドオフ防衛能力の実効性向上

スタンドオフ・ミサイルの使用は、自衛隊の行動のみならず米軍の作戦にも影響を与える重要な決心事項となる。このような戦略的判断は政治的決心が基本となるものの、一定の戦術的条件では迅速な判断と対応が要求され、そのための使用基準の策定は必要不可欠である。

（６）継戦能力の強化

ア　作戦基盤の拡大と強靭化

代替施設整備や復旧能力の強化とともに、特定港湾・空港指定数の拡大も継続する必要がある。また、柔軟な機動展開を可能にするような、展開地の確保やそのための規制緩和も進めるべきである。

イ　開発・調達の改革

迅速な装備化のため、企業に対して装備品開発や導入計画等の公表や、開発と運用を同時に進める手法も検討すべきである。そして、民生技術や物品を積極的に取り込む枠組みや、複数企業の協力・協業を促進する等、調達の迅速化・多様化も進めていかねばならない。

ウ　弾薬のライフサイクル管理

弾薬の調達から保管、運用、廃棄に至るまでのライフサイクル全体を管理する仕組みを構築すべきである。特に、不要弾薬の廃棄能力の強化が不可欠であり、関連企業の育成や専用施設の整備・拡充など進め、突発的な処理需要の増大にも対応可能な体制を構築する必要がある。

エ　事前集積の推進及び輸送力の強化

事前集積拡大のため、新たな集積場所や施設の確保も積極的に推進しなければならない。同時に、輸送力の強化も重要であり、航空機も含めた PFI 方式の導入や事態認定前から民間輸送力を運用可能な法的枠組みを構築して、輸送力を確保すべきである。

４ 人的施策改革

（１）65 歳雇用の制度化

定年を迎えた退職者を６５歳までは現役に準じた雇用を可能にする制度（準防衛官（仮称）制度）を新設し、特定の業務（整備、警備、研究開発など）に従事させることを提言する。再任用と異なるのは、部隊の定員外で雇用するほか、全員に予備自衛官登録を義務付ける点にある。

（２）入隊後の優遇措置

医療費や保険、税の優遇、そして遺族年金制度を含めた家族に対する優遇措置（長期保証）の実現を提言する。また、現在の自衛隊奨学生制度（貸費学生）の拡充に加え、一般大学生等の返済型奨学金を入隊により減額もしくは免除する制度も提言する。

（３）退職後の安定した生活保証

恩給制度の整備に加えて、退職後のキャリアを保証するため、公務への再就職優先枠の確保や、企業に法人税優遇措置や目標雇用率を設定するなどして、退職自衛官の雇用を促進するべきである。

（４）民間委託の拡大

現在の民間委託を拡大するほか、研究・開発や気象、宇宙などの専門的職務についても民間力を導入すべきと考える。想定している民間力のほとんどは退職自衛官であるので、退職者の活用にも繋がる。

（５）勤務形態の多様化

各人のライフプランに合った働き方を選択できる制度として、現役自衛官のパートタイム勤務導入も検討すべきである。隊員はフルタイム勤務、パートタイム勤務を選択でき、併せて副業も認めるというものである。

（６）予備戦力の拡充

ア　予備自衛官等の充足向上

雇用企業の法人税優遇の実施や入札における加点評価を建設工事入札以外にも拡大することを提言する。これにより積極的に予備自衛官等を雇用し、国防に協力するインセンティブを向上させ、予備自衛官等が雇用企業で働きやすい環境を生み出すことができると考える。

イ　新たな予備戦力の検討

平時は防災対応を主任務とし都道府県知事の下で勤務し、有事等必要に応じて自衛官として、もしくは自衛官と連携して勤務する要員の確保等、各国の州兵的制度等も参考にした検討を急ぐべきである。

（７）海外訓練における保険料の公費負担

米国等の医療費は極めて高額であるため、海外訓練時は海外旅行保険の拡大補償加入が必要となるが、拡大補償の保険料の一部は個人負担であり、全参加隊員が加入する状況となっていない。訓練等に参加する隊員の保険料は国が責任をもって全額を負担すべきである。

５ 防衛生産・技術基盤の強化等

（１）防衛産業戦略の策定

サプライチェーンの強靱化、先端技術の活用、防衛装備品移転の拡大、国際共同開発の推進等を柱とする「防衛産業戦略」を策定し、政府、産業界、研究機関が一体となる体制を構築すべきである。特に、防衛装備移転は、政府がリードし、日本版 FMS 体制構築を検討すべきである。

（２）関係団体の在り方検討

隊友会、自衛隊家族会等を更に活用するには、その地位や役割を見直し、自衛隊と一体となって活動できる体制を構築する必要がある。このため、隊友会と家族会等関係団体の公的組織への再編、防衛省関係部局への人材派遣、自衛隊施設内の事務所の設置なども検討すべきである。

６ 日米同盟の進化

（１）拡大抑止の実効性向上

米国の核計画へ参加し、関連する演習や訓練も定期的に実施することで、拡大抑止の実効性を高めることを提言する。同時に、非核３原則のうち「持ち込ませず」についての見直しにも取り組む必要がある。

（２）日米共同作戦の実効性向上

ア　計画の具体化

戦術的な内容を含む共同対処計画を策定し、共同作戦の実効性を向上させるべきである。策定にあたっては、日米の情報見積もりを整合させ、情勢の変化に合わせた定期的な見直しも必要である。

イ　訓練の一体化

共同対処計画に基づいた訓練や演習を深化させて事態への即応性と効果的な対処につなげていく必要がある。国家安全保障戦略に基づく公共インフラ整備の取り組みにおいて「特定利用空港・港湾」の枠組みに、米軍も加えることや、米軍に指定された周波数を訓練段階から使用可能にすることを提言する。

ウ　指揮統制の連携

日米指揮統制の連携を更に深化するために、副司令官級を相互交流する等して、指揮系統における相互連携を強化すれば、スピード感ある指揮統制が可能になると考える。在日米軍司令部の機能強化を機に実現することを提言する。

７ 国際間協力の推進

（１） ２国間及び多国間協力の深化

平時における運用、国境を越えた課題への対処なども考慮すると、特にサイバーや宇宙分野での協力関係を強化すべきである。そして実効的な共同運用能力を構築していく必要があり、そのための法整備も必要である。

（２）台湾との関係構築

隣接した地域での事態は、米軍等の支援活動だけではなく探知・発見や識別、対処を含む自衛隊の行動において台湾との密接な連携が必要になる。まずは、平素からの情報交換、共有を目的とした関係構築を進めることを提言する。その際、自衛隊退職者団体を積極的に活用することも考慮すべきである。

結びにかえて

国家防衛体制・態勢は一朝一夕に確立できるものではなく、不断の努力と現実に即した改革の積み重ねによってのみ維持強化されるものである。いま求められているのは、先送りではなく決断であり、部分的対応ではなく全体最適の視点に立った国家的取組である。本提言が、我が国の安全保障政策に関する建設的かつ実効的な議論を促進し、将来にわたり揺るぎない平和と安定を確保するための一助となることを強く期待する。